

自衛官人権裁判勝利！

全国交流集会

7月11日(月)は浜松基地自衛官人権裁判の判決です



さわぎり裁判での福岡高裁の画期的判決（2008年8月25日）や女性自衛官人権裁判での札幌地裁の全面勝訴判決（2009年7月29日）後にも、いじめによる自殺、過労死、上官の暴力、「訓練中の死亡事故」等々、自衛官の人権に関わる裁判は、今なお全国各地で闘われています。たちかぜ裁判は、いじめに関する国の責任を認めながら、自殺との「相当因果関係」を否定した一審判決（横浜地裁）に原告が控訴し、東京高裁での裁判が続きます。

浜松基地自衛官人権裁判では、7月11日に注目の一審判決（静岡地裁浜松支部）が下されます。同種の裁判は、仙台や前橋、長崎でも取

り組まれており、札幌では新たな人権裁判（「命の零」）が始まっています。

こうした状況のもと、全国各地の当事者、弁護団、支援者が集まり、それぞれの裁判の現状や課題を報告し合うとともに、自衛官の生命と人権を守ることが、今この国にとってどのような意義を持つのか、どうすればそれを守り得るのかを考え、広く世論に訴える機会としての交流集会を開催します。

地震の救援復興に日夜従事している自衛隊員の健康問題は、今後ますます重要な問題になります。

是非ご参加ください。



自衛官の命と人権を守るために
いのち

とき

6月4日(土) 13:00~16:30

ところ

浜松市地域情報センター ホール

内 容

浜松市中区中央1-12-7

J R 浜松駅北 徒歩10分

1 裁判報告

浜松基地自衛官人権裁判
たちかぜ裁判（控訴審）
さわぎり裁判
真駒内基地「命の零」裁判
朝霧駐屯地事件裁判（前橋地裁）
特別報告



浜松基地自衛官人権裁判JR浜松駅前宣傳行動

勝訴が確定した女性自衛官人権裁判（札幌）の原告本人の報告（予定）

2 問題提起

～自衛官の人権を守ることの意義、その方策は?～

記 者 三浦耕喜（東京・中日新聞）

弁護士 佐藤博文（日弁連人権委員会、基地問題調査研究特別部会委員）

弁護士 岡田 尚（たちかぜ裁判弁護団長）

弁護士 西田隆二（さわぎり裁判弁護団事務局長）

3 原告からの訴え・アピール

全国の自衛隊裁判が集合!
切実な訴えが聞けます

主催 自衛官人権裁判全国弁護団連絡会
連絡先：はままつ共同法律事務所
浜松市中区中央一丁目6番22号
TEL053-454-5535 FAX053-454-5727